

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第44号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27年岩手県条例第78号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
執行機関	事務	執行機関	事務
[略]		[略]	
2 [略]	[略]	2 [略]	[略]
		3 知事	<u>大学等（大学（別科を含む。）並びに高等学校、特別支援学校及び高等専門学校の専攻科並びに専修学校の専門課程をいう。）</u> 、 <u>職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設その他これらに準ずるものに在学等をする者に係る就学等に要する費用の給付に関する事務であって規則で定めるもの</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。